

◎新潟県選挙管理委員会告示107号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、見附市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和6年11月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
名木野保育園	見附市名木野町3154番地	遊戯室	84.00	令和6年4月1日